

川崎市告示第182号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第62条の15第2項に規定する石綿の濃度の測定回数及び地点の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）第62条の15第2項に規定する石綿の濃度の測定回数および地点を次のように定め、平成23年10月1日から適用する。

平成23年3月31日

川崎市長 阿部 孝夫

次表の左の欄に掲げる時期の区分ごとに、同表の中欄に定める測定回数を同表の右欄に定める測定地点において行われるものとする。

測定時期	測定回数	測定地点
石綿排出等作業の開始前及び完了後	それぞれ1回	敷地の境界線のうち、作業場に対してその主たる風向の風下の1地点
石綿排出等作業の期間中	石綿排出等作業の日数が6日までごとに1回	敷地の境界線のうち、作業場を挟んで、その主たる風向の風上及び風下の2地点並びにその主たる風向に対し垂直な2地点

備考

- 1 石綿排出等作業の期間中に係る測定は、一の石綿排出等工事において一の石綿排出等作業と他の石綿排出等作業が同時期に行われると認められる場合にあっては、それらを一の石綿排出等作業とみなして行うことができる。この場合において、一の石綿排出等作業とみなされた石綿排出等作業の日数は、最初に開始される作業の日から最後に完了する作業の日までの日数とする。
- 2 この表の右欄に掲げる測定地点と作業場との間に石綿の濃度の測定に影響を及ぼす障害物等がある場合は、当該地点に代えて、その影響を回避することができる敷地の境界線のうち、当該地点に最も近い1地点を測定地点とする。